

**ピリミジフェンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての  
意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 令和元年8月7日～令和元年9月5日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>また人体に悪影響を及ぼす恐れのある残留農薬を濃度が低いからと認めています。単品だけの分析で認める制度自体に大きな不安を感じます。</p>	<p>許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）は、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数100で除して決めています。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定したADI及びARfDに基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保され则认为ます。</p> <p>複数の化合物への複合暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への複合暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>農薬の登録に係る御意見は、農薬取締法に基づくリスク管理に関係するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。